

官業民営化等WG・市場化テストWG 合同ヒアリング調査票

〔所管省庁名:文部科学省〕

【独立行政法人名】 独立行政法人日本スポーツ振興センター	
1. 根拠法令	独立行政法人日本スポーツ振興センター法
2. 従事者数	366名(平成17年4月1日現在) (うちtoto担当25名の人件費はtotoの売上から支出)
3. 予算額	470億円(平成17年度)
4. 事務・事業の内容	<p>事務・事業の内容は以下のとおり。(詳細は別紙2ページ参照)</p> <pre> graph LR Sports[スポーツ] --- Facility[施設運営] Sports --- Research[研究・研修等] Sports --- Support[助成] Health[健康] --- Disaster[災害共済給付] Health --- Training[研修・調査等] </pre>
5. 民間開放の状況	<p>中期計画において「全ての業務について外部委託が可能かどうか検討し、外部委託を積極的に推進する。」と定めており、これに基づき上記4. の全ての業務について、民間開放を推進している。</p> <p>(詳細は別紙7ページ参照)</p>
6. 当該独立行政法人を廃止した場合の影響	<p>独立行政法人日本スポーツ振興センターを廃止して、従来行っていた業務全体を民間に行かせた場合、スポーツの振興及び児童生徒等の健康の保持増進という公共的な見地から行われている事業の公益性の確保や総合的な施策の実施等が困難となり、国民の心身の健全な発達に寄与するという国の政策の遂行に重大な支障を来たすおそれがある。</p>
7. 更なる民間開放についての見解	<p>○個別業務の民間委託についての見解</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期計画に基づき、民間に委託できる業務については、定期的に見直し、民間委託の推進による業務運営の効率化を図る。 <p>○包括的業務委託についての見解</p> <ul style="list-style-type: none"> ・閣議決定の趣旨を踏まえ独立行政法人を包括的業務委託のための市場化テストの対象とする場合には、全ての独立行政法人について同様の考え方により検討対象とすべき。 ・「民間委託が明らかに適切・可能」な小規模業務から順次委託を進めるといふ従来の発想を越えて包括的業務委託を進めるには、従来とは逆に、まず「民間委託が適切でない業務」を特定することが必要。 ・類似の業務を行う独立行政法人を同様の考え方で扱うため、このことに関する統一的な考え方や基準が定められるべき。 ・「民間委託が適切でない業務」ではないとされたものについて、次に「民間による実施が可能か」を検討すべき。

官業民営化等WG・市場化テストWG 合同ヒアリング調査票

〔所管省庁名：文部科学省〕

【独立行政法人名】 独立行政法人日本スポーツ振興センター

8. 個別の質問項目

①平成16年度の活動実績と今年度の予定について、各業務内容ごとに、詳しくご教示願いたい。

(別紙2ページ参照)

② 日本スポーツ振興センターが実施している国立競技場の運営及びスポーツの普及・振興に関する業務について、民間提案のあった市場化テストの対象とすることについて、貴省は否定的な見解を示されているが、その理由について、具体的かつ詳細にご教示いただきたい。

③ 日本スポーツ振興センターが実施する助成金交付事業について、民間提案のあった市場化テストの対象とすることについて、貴省は否定的な見解を示されているが、その理由について、具体的かつ詳細にご教示いただきたい。

④ 日本スポーツ振興センターが実施する災害共済給付及び健康安全普及事業について、民間から提案のあった包括的に市場化テストの対象とすることについて、貴省は否定的な見解を示されているが、その理由について、具体的かつ詳細にご教示いただきたい。

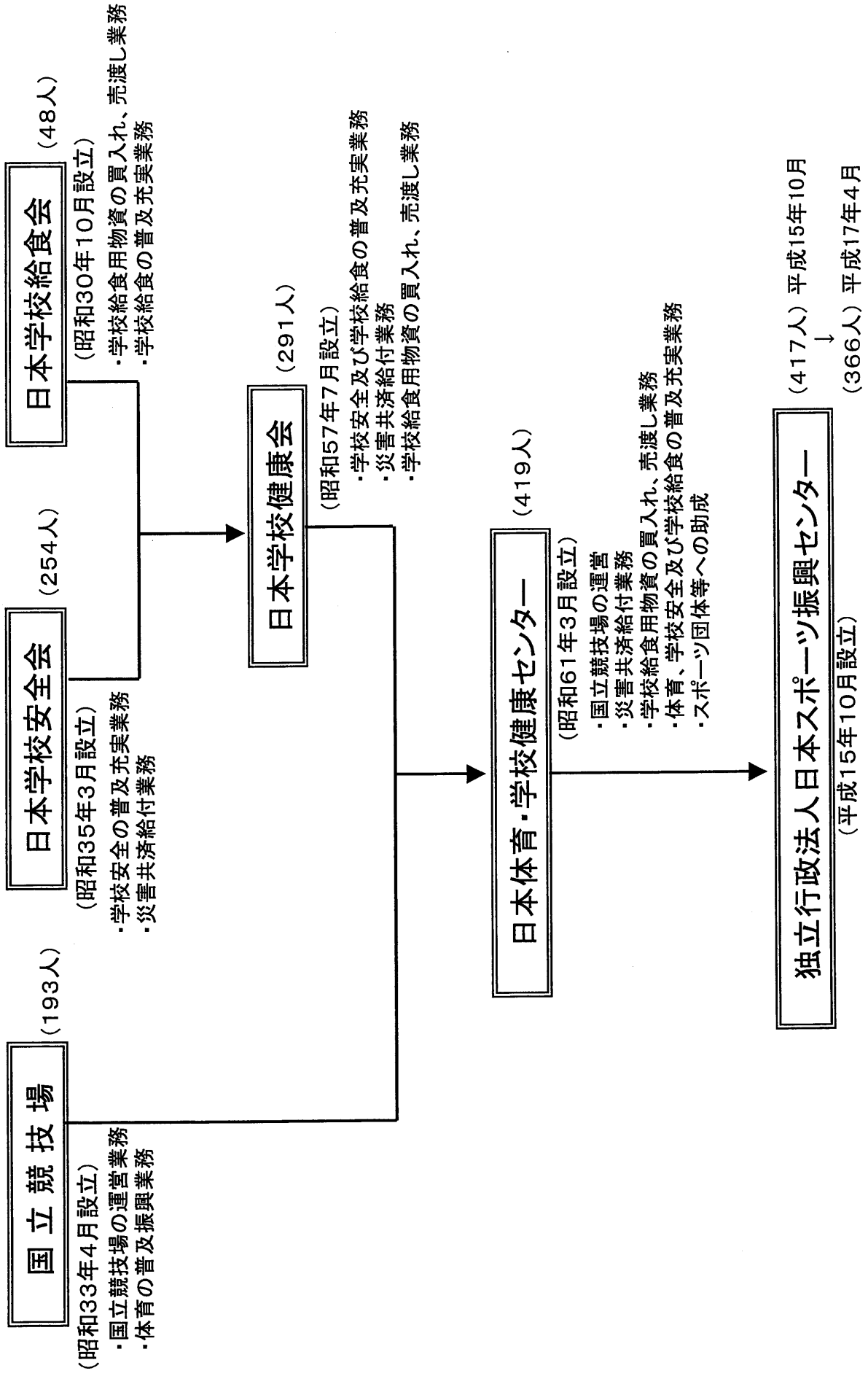
○市場化テストによる包括的業務委託についての考え方

独立行政法人については、独立行政法人通則法において、「業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。」とされており、また、その業務運営における法人の自主性・自発性が発揮されるよう、3～5年の中期目標期間を設定し、その終了時に達成状況の評価等を行うこととなっている。したがって、市場化テストの検討に当たっては、公的な業務の実施を独立の法人格を有する主体に委ねた独立行政法人制度との整合性について十分な検討を行う必要がある。また、市場化テストの検討に当たっては、このような独立行政法人制度との関係に加え、非公務員を含む法人職員の処遇等の扱いなどが明確になっている必要があるが、現在のところ、これらの検討状況は明らかではなく、市場化テストの実施の可否を決するに足る十分な条件が整っていないものとする。

独立行政法人日本スポーツ
振興センター追加資料

平成17年11月

沿革



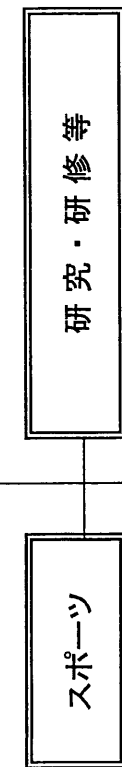
事務・事業の内容及び16年度実績・17年度予定（「4」8①「関係」）

16年度実績

	稼働日数	入場者数(人)
国立霞ヶ丘競技場	128日	923,772
秩父宮ラグビー場	83日	319,489
国立代々木競技場 第一体育館	254日	1,027,648
第二体育館	316日	345,133

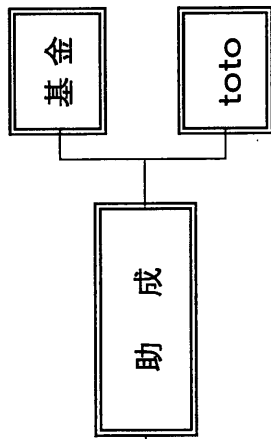
	稼働日数	入場者数(人)
国立霞ヶ丘競技場	137日	988,000
秩父宮ラグビー場	77日	296,000
国立代々木競技場 第一体育館	243日	983,000
第二体育館	297日	324,000

17年度予定



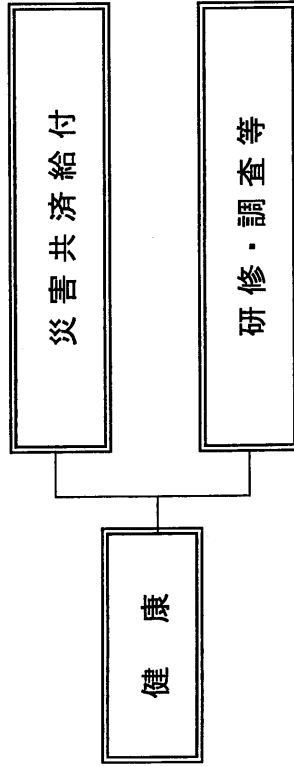
	件数
研究活動の実施	17
競技団体への支援	22
スポーツ教室・研修会等の開催	12

	件数
研究活動の実施	22
競技団体への支援	31
スポーツ教室・研修会等の開催	11



助成区分	件数	金額
スポーツ団体選手強化活動助成	95	156,627
スポーツ団体大会開催助成	52	97,450
選手・指導者スポーツ活動助成	362	287,353
計	509	541,430

助成区分	件数	金額
スポーツ団体選手強化活動助成	63	89,416
スポーツ団体大会開催助成	55	107,350
選手・指導者スポーツ活動助成	324	362,734
計	442	559,500



	件数	金額(千円)
医療費	2,052,006	16,533,408
障害見舞金	528	1,748,596
死亡見舞金	92	1,810,000
合計	2,052,626	20,092,004

	金額(千円)
医療費	6,214,918
障害見舞金	571,435
死亡見舞金	703,060
合計	7,489,413

平成17年9月末現在 給付実績

	件数
講習会・研修大会の開催	28
統計調査・調査研究の実施	8
広報資料・手引書の作成	14

	件数
講習会・研修大会の開催	28
統計調査・調査研究の実施	8
広報資料・手引書の作成	14

スポーツ振興投票事業の概要

1. 事業の開始

(1) 法律の制定等

- ・スポーツ議員連盟の議員提出法案
- ・平成10年5月可決成立(平成10年11月施行)
- ・平成13年3月から全国販売開始

(2) 法定事項

- ・スポーツ振興のために必要な資金の確保を目的
- ・サッカーの複数の試合結果を対象
- ・当せん払戻金は売上げの1/2
- ・19才未満の者の購入禁止

(3) 「くじ」の種類

- ・toto (13試合の「勝ち」「負け」「その他」を予想。
1等当せん確率: 約1/160万)
[販売期間: 平成13年3月～現在]
- ・totoGOAL (5試合「10チーム」の得点結果「0点」「1点」「2点」
「3点以上」を予想。1等当せん確率: 約1/105万)
[販売期間: 平成15年3月～平成17年5月]
- ・totoGOAL3 (3試合「6チーム」の得点結果「0点」「1点」「2点」
「3点以上」を予想。1等当せん確率: 1/4,096)
[販売期間: 平成17年5月～現在]

2. 売上・助成の状況

(1) 売上・運営費等

	売上金額 ①		払戻金(50%) ②		運営費 ③		収益 ①・②-③		助成金額		国庫納付額		初期投資償還額		初期投資未償還額	
	13年度	14年度	15年度	16年度	13年度	14年度	15年度	16年度	13年度	14年度	15年度	16年度	13年度	14年度	15年度	16年度
	643	361	199	157	302	170	93	74	—	—	—	—	—	—	—	—
	235	183	106	83	106	8	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—
	280.8	234.1	24.3	5.5	—	57.8	24.3	5.5	—	—	—	—	—	—	—	—
	70.2	46.7	0.6	9.2	—	35.5	8.1	1.1	—	—	—	—	—	—	—	—
	351.0	234.1	233.5	224.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

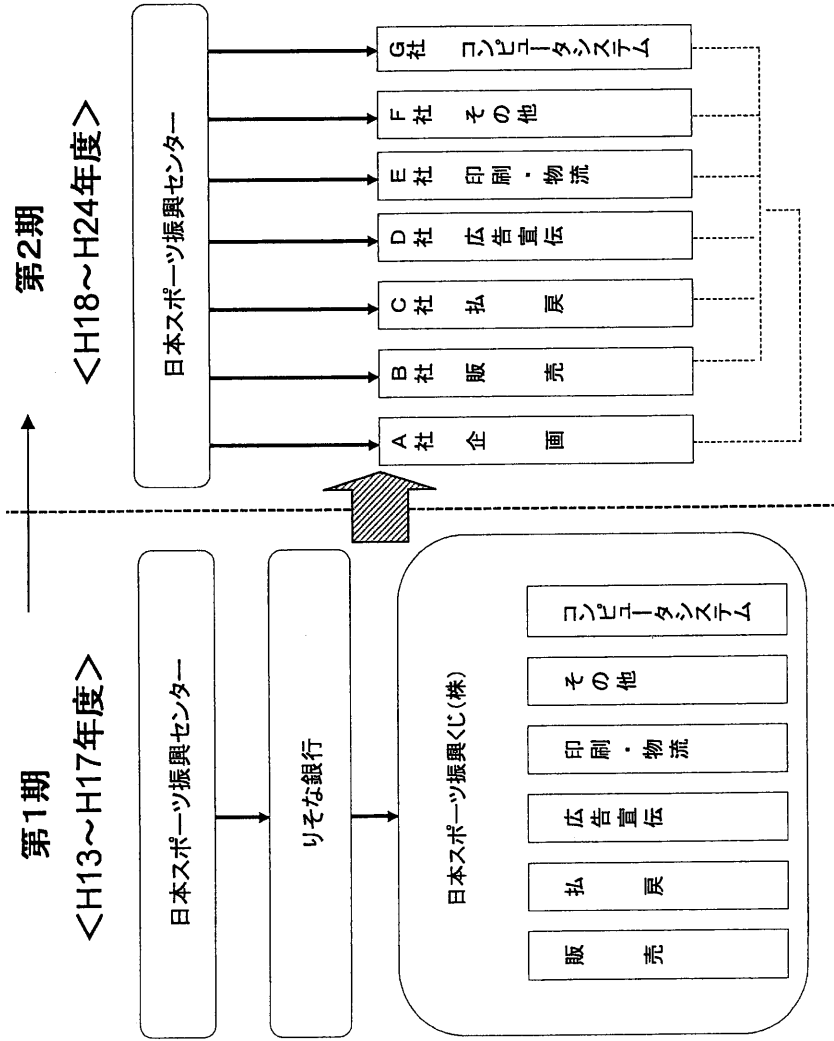
(2) 助成件数・金額の推移

区 分	平成14年度 (確定額)		平成15年度 (確定額)		平成16年度 (確定額)		平成17年度 (内定額)	
	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)
地域スポーツ施設整備助成	45	8.4	27	5.5	—	—	—	—
総合型地域スポーツクラブ活動助成	244	4.9	348	5.9	176	3.8	187	1.7
地方公共団体スポーツ活動助成	637	5.4	233	1.4	—	—	—	—
スポーツ団体が行う将来性を有する選手の発掘及び育成強化助成	15	0.9	45	2.3	31	0.9	29	0.5
スポーツ団体スポーツ活動助成	642	11.6	348	6.2	55	0.6	53	0.3
国際競技大会開催助成	4	23.5	3	0.3	1	0.2	—	—
優秀選手・指導者への個人助成へ充当	—	3.1	—	2.8	—	—	—	—
計	1,587	57.8	1,004	24.3	263	5.5	269	2.5

3. 売上げ拡大に向けた方策

- ・スポーツ議員連盟(会長:麻生太郎衆議院議員)の「スポーツ振興投票プロジェクトチーム」(主査:船田元衆議院議員)の提言等に基づくもの
- ・平成16年8月31日に船田主査から河村文部科学大臣(当時)に手交され、河村大臣はスポーツ議員連盟の提言を踏まえ対応する旨を表明

(1) 実施体制



(2) システムの改善

- ① 「当たりやすいくじ」の発売
ミニtoto(仮称)
(5試合程度を対象、当せん確率：1/243)
- ② 「予想をする必要のないくじ」の発売
オールランダム方式
(全てコンピュータが予想)
- ③ 「インターネット販売」(平成17年8月末から実施)
- ④ コンビニエンスストアでの購入・払戻
- ⑤ その他
： テレビCMなどの広報活動の見直し
： ポイント制(購入金額に応じて景品と交換できる仕組)の導入

公認会計士が適正とした記載方法 (会計検査院が不適切としたもの)

A.

損益計算書

(平成15年10月1日～平成16年3月31日)

(投票勘定)

(単位:円)	
経常費用	
業務経費	
地方公共団体等助成事業費	46,173,000
スポーツ団体助成事業費	175,681,000
その他スポーツ振興事業費	135,349,000
私戻返還金	2,811,304,577
国庫納付金	110,470,712
スポーツ振興投票事業準備金繰入	372,025,424
給与、賞与及び手当	71,114,080
法定福利費	9,032,466
福利厚生費	254,090
スポーツ振興投票業務委託費	5,991,573,543
支払リース料	1,746,360
賃借料	395,031
減価償却費	1,971,135
保守等業務委託費	28,300,856
水道光熱費	318,000
旅費交通費	5,341,045
備品消耗品費	2,654,464
諸謝金	1,001,200
支払手数料	76,210
租税公課	5,440
その他業務経費	11,648,474
	9,776,436,107
一般管理費	
役員報酬	2,530,354
法定福利費	299,098
福利厚生費	162,330
雑給	9,793
支払リース料	212,255
賃借料	89,896
修繕費	5,447
保守等業務委託費	855,888

水道光熱費	288,936	
旅費交通費	230,553	
備品消耗品費	169,419	
諸謝金	21,787	
支払手数料	93,285	
租税公課	20,991	
その他管理経費	368,448	5,358,480
財務費用		
支払利息	420,560	420,560
経常費用合計		9,782,215,147
経常収益		
スポーツ振興投票事業収入	6,088,941,297	
スポーツ振興投票事業準備金戻入	357,203,000	
スポーツ振興投票業務繰越準備金戻入	3,188,024,656	
財務収益		
受取利息	455,419	455,419
雑益	151,105,163	151,105,163
経常収益合計		9,785,729,555
経常利益		3,514,388
随時利益		
退職給付引当金戻入	2,982,226	2,982,226
当期純利益		6,496,614
目的積立金取崩額		
当期総利益		6,496,614

注記事項

I (略)

II 重要な債務負担行為

(株)りそな銀行に対する債務負担額 23,347,574,708 円

スポーツ振興投票事業については、平成13年3月3日から全国発売を開始し、スポーツ振興投票券の売り上げ等の運営を(株)りそな銀行に委託しております。同事業の初期投資額を含む運営費計上額は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法第19条及び独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令附則第3条並びに文部科学省告示により、その上限が定められております。

(株)りそな銀行との合意により、当該上限を上回る運営費相当額については、後年度に負担することとしております。このため、旧日本体育・学校健康センターから承継した額をあわせて、(株)りそな銀行に対する債務負担行為の額が、当該事業年度末において 23,347,574,708 円あります。

要約(略)

損益計算書

(平成16年4月1日～平成17年3月31日)

(投票勘定)

(単位:円)

経常費用			
業務経費	242,367,000		
地方公共団体等助成事業費	310,355,000		
スポーツ団体助成事業費	276,630,000		
対象試合開催支援経費	7,376,642,621		
払戻返還金	49,018,996		
国庫納付金	125,812,213		
給与、賞与及び手当	14,562,105		
法定福利費	589,400		
福利厚生費	543,980		
雑給	13,798,871,000		
スポーツ振興投票業務委託費	1,589,499		
支払リース料	354,560		
賃借料	4,026,085		
減価償却費	38,632,219		
保守等業務委託費	564,000		
水道光熱費	6,248,209		
旅費交通費	1,769,652		
備品消耗品費	3,406,550		
諸謝金	52,157		
支払手数料	5,000		
租税公課	18,454,992	22,270,495,238	
その他業務経費			
一般管理費	5,565,680		
役員報酬	51,038		
給与、賞与及び手当	639,820		
法定福利費	287,385		
福利厚生費	5,742		
雑給	162,491		
支払リース料	147,729		
賃借料	113,456		
修繕費	2,780,363		
保守等業務委託費			

水道光熱費	655,990		
旅費交通費	605,846		
備品消耗品費	310,685		
諸謝金	9,993		
支払手数料	224,217		
租税公課	626,955		
その他管理経費	797,851	12,985,241	
財務費用			
支払利息	106,707,042	106,707,042	
経常費用合計			22,390,187,521
経常収益			
スポーツ振興投票事業収入		15,841,676,131	
財務収益			
受取利息	345,835	345,835	
雑益	619,322	619,322	
経常収益合計			15,842,641,288
経常損失			6,547,546,233
臨時損失			
スポーツ振興投票事業準備金繰入		98,637,992	
その他臨時損失		9,307,574,708	
臨時利益			9,406,212,700
スポーツ振興投票事業準備金戻入		552,722,000	
退職給付引当金戻入		25,321,958	
当期純損失			15,375,714,975
目的積立金取崩額			
当期総損失			15,375,714,975

注記事項

I (前)

II 重要な債務負担行為

(株)りそな銀行に対する債務負担額 7,020,000,000 円

スポーツ振興投票事業については、平成13年3月3日から全国発売を開始し、スポーツ振興投票券の売りばき等の運営を(株)りそな銀行に委託しています。

同委託契約に伴う債務負担の額が、当該事業年度末において、7,020,000,000 円 あります。

民間開放の状況（「5」関係）

中期計画：全ての業務について外部委託が可能かどうか検討し、外部委託を積極的に推進する。

	既に民間に委託しているもの	今後民間に委託する予定のもの	現時点では民間に委託しない予定であるもの
施設運営	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃・警備業務 ・電気・機械設備保守点検業務 ・施設利用申込受付業務 ・駐車場管理業務 ・食堂業務 ・スポーツ博物館展示資料搬入・搬出及び受付業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・使用料徴収等窓口業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設管理者としての指導・監督業務 ・施設整備計画の企画・立案業務
研究・研修等	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃・警備業務 ・電気・機械設備保守点検業務 ・施設利用申込受付業務 ・食堂業務 ・トレーニング施設、医療・研究機器の保守点検業務 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ医・科学に関する研究・支援業務 ・スポーツ教室・研修会の開催
助	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・助成金の交付業務 (助成方針・助成対象者・助成金額の決定)
成	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・助成金の交付業務 (助成方針・助成対象者・助成金額の決定)
災害共済給付	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の全体(助成金の交付業務を除く) ・災害共済給付オンライン請求システムの運用管理業務 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・災害共済給付の契約締結 ・災害共済給付の審査・決定
研修・調査等	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食栄養報告データ集計システムの運用管理業務 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・講習会・研究大会の開催 ・統計調査・調査研究の実施 ・広報資料・手引書の作成